

議案第49号

朝来市議会議員及び朝来市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市議会議員及び朝来市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年6月19日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）が令和7年6月4日から施行され、選挙運動用ポスターの作成等に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市議会議員及び朝来市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

朝来市議会議員及び朝来市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(平成20年朝来市条例第32号)の一部を次のように改正する。  
 なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
<p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域(以下「選挙区域」という。)におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域(以下「選挙区域」という。)におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p>

第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

（選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額）

第14条 第11条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、8円38銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額とする。

第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

（選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額）

第14条 第11条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額とする。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の朝来市議会議員及び朝来市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される朝来市議会議員及び朝来市長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された

朝来市議会議員及び朝来市長の選挙については、なお従前の例による。